

豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会設置要綱

〔平成26年10月3日〕
部長 決 定

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、感染症その他専門的な見地からの意見及び助言を得るため、豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画の具体的な施策の検討に関すること
- (2) その他、新型インフルエンザ等対策の推進に関する必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が依頼又は任命する。

- (1) 地域医療に従事する者 10名以内
- (2) 警察・消防 5名以内
- (3) 区職員 別表のとおり

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 会長は、委員のうちから区長が指名するものとする。

2 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長は会議を招集し、会議の事務を総括する。

4 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部地域保健課、池袋保健所健康推進課、
において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

委 員	池袋保健所長
〃	健康担当部長
〃	総務部防災危機管理課長
〃	総務部危機管理担当課長
〃	総務部治安対策担当課長
〃	池袋保健所生活衛生課長
〃	池袋保健所健康推進課長
〃	長崎健康相談所長